

① 管理部門の役割とシステムの高度化対応

FATF第四次審査結果の公表、ガイドラインの改正等を受け、各金融機関ともAML対策強化への関心はますます高まっています。本稿では、JAの三線管理のうち、第二線であるコンプライアンス部門等の管理部門の対応に注目する。

はじめに

二〇一八年二月に制定された「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「GL」という)の二〇一九年四月および二〇二一年二月の改正並びに同年三月に制定された「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問(FAQ)(以下、「FAQ」という)により、金融機関にはリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策(以下、「AML/CFT」という)の高度化が求められています。

特に、すべての顧客に対する

顧客リスク評価や継続的な顧客管理などのリスク低減措置のうち、顧客管理(CDD)が重要であり、金融機関によってはシステム対応等の検討の必要性が高まっています。また、FATF第四次対日相互審査結果によると中小金融機関の対応力も課題となってきました。

本稿では、マネロン・テロ資金供与対策の主管部門となる管理部門におけるGLおよびFAQに定められている役割・業務を中心に言及しながら、第二線による顧客管理の対応およびシステムの高度化への対応について

て解説します。

なお、文中の意見にわたる箇所は個人的な見解であり、筆者

1. 管理部門(第二線)の役割

(1) 三つの防衛線の概要

GLでは、各部門の役割・責任の明確化の観点から、営業部門(第一線)、コンプライアンス部門等の管理部門(第二線)、内部監査部門(第三線)の各部門を役割で分け、「三つの防衛線」として整理しています(GL III-3)。

「三つの防衛線」では、まず、

らが所属し、または所属する組織・団体等の見解ではありません。

第二線が、AML/CFTに関する企画を行い、リスク評価書を含む書類・規程・方針・手続きを策定します。そして、第一線が、自律的に、第二線において定めたルールに則って商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスク評価および顧客リスク評価並びに低減措置を実施します。さらに、第二線が品質管理業務の一環とし

潮見坂綜合法律事務所
弁護士 鈴木 正人



元金融庁・証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 専門検査官。専門分野は金商法・銀行法・保険業法等の金融規制、コンプライアンス対応、行政対応、会社法等。

GMOあおぞらネット銀行
弁護士 山崎 太郎



弁護士・日本証券アナリスト協会認定アナリスト。業務分野は銀行・証券会社等の法務・コンプライアンス全般。

●3つの防衛線



第2線に対して対応が求められる事項	
<p>①第1線の監視</p> <p>例：第1線が行う取引時確認や記録の作成・保存等の業務を、自らのマネロンリスク管理態勢が有効に機能しているかという観点等から、定期的に検証する。</p>	<p>②第1線に対する支援</p> <p>例：個別案件について、専門性を発揮した助言をするほか、弁護士等の外部専門家との対話を通じて、対応を後方から支援する。</p>
<p>③管理部門すべての態勢の整備</p> <p>例：AML/CFTに関係するすべての管理部門と緊密な情報共有、連携・協同する態勢を整備する。</p>	<p>④専門性人員の配置</p> <p>例：AML/CFTに関する資格等を保有するだけでなく、実務経験等も考慮した職員を配置し、継続的な教育・研修を行なっていく。</p>

て第一線によるリスク評価の適切性を判断し、リスクに応じたリスク低減措置を再検証します。そして、PDCAサイクルを回しながら、第三線が独立した立場から内部監査を実施し、牽制機能を発揮する態勢へと高度化していきます（FAQ一〇頁）。

三つの防衛線において、第二線は、第一線の自律的なりリスク管理に対して、独立した立場から牽制を行うと同時に、第一線を支援する役割も担います。そ

のため、第二線の職員には、第一線の業務に係る知見と、同業務に潜在するマネロン・テロ資金供与リスク（以下、「マネロンリスク」という）に対する理解を併せ持つことが求められます。また、第二線には、AML/CFTを主管する部門だけではなく、取引モニタリングシステム等を所管するシステム部門や専門性を有する人材の確保・維持を担う人事部門も含まれます（GLⅢ-3(2)）。

(2) 第二線に対して対応が求められる事項

① 第一線の監視

第二線は、第一線におけるAML/CFTに係る方針・手続き・計画等の遵守状況の確認

や、リスク低減措置の有効性などの検証等を行い、マネロンリスク管理態勢が有効に機能しているかについて、独立した立場から監視を行います（GLⅢ-3(2)対応が求められる事項①）。

具体的には、第一線が担う取引時確認業務や取引時確認記録の作成・保存業務について、法規制等の遵守のみならず、自らのマネロンリスク管理態勢が有効に機能しているかという観点から、疑わしい取引の届出の分析等により認識した事項の直面するリスクも踏まえ、定期的に検証することが求められます（FAQ一三三頁）。

② 第一線に対する支援

第二線は、第一線に対し、マ

ネロン・テロ資金供与に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど、十分な支援を行うことが求められています（GLⅢ-3(2)対応が求められる事項②）。

例えば、個別案件に対する対応について、専門性を十分に発揮した助言のほか外部専門家や当局との対話等を通じて、第一線の対応を後方から支援するようなものが挙げられます。外部専門家には弁護士等が含まれます。また、AML/CFTの所管部署として全社的なAML/CFTとの整合性を図りつつ、最大限、取引の円滑化に配慮して対応を実施するための支援を行うことも同時に求められます（FAQ一三三頁）。

③ 管理部門すべての態勢の整備

全社的なAML/CFTを推進していく際には、主管部門だけでは対応が十分できません。そのため、AML/CFTの主

② 内部監査部門の役割と留意点

第三線を担う内部監査部門には、第一線と第二線とは独立した立場から定期的にその機能を検証し、方針・手続き・計画等の見直しや対策の高度化の必要性等を提言・指摘していくことが求められる。ここでは、内部監査部門の取組みに注目し、留意点を整理する。

1. 三つの防衛線と内部監査

J Aにおいては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築する必要がある。営業部門（第一線）・管理部門（第二線）・内部監査部門（第三線）の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要となります（三つの防衛線。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「G L」という）Ⅲ-3）。

本稿では、マネロン・テロ資金供与対策に対する内部監査において留意すべき項目について論じます。なお、G Lにおける「対応が求められる事項」については、内部監査において、すべて確認・検証することを前提としています。

また、本稿で記載する監査項目はあくまで例示としてあげたものであり、業務のすべてを網羅しているものではないことにご留意ください。

2. 内部監査部門に対応が求められている事項

G Lにおいては、内部監査部門に対する「対応が求められる事項」として、五つの項目を定めています。ここから、各項目に関する留意点について解説します。

① 監査計画の策定と実施

G LⅢ-3 対応が求められる事項①のイからへは、監査計画に最低限盛り込むべき項目となっており、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確認するために必要と思われる内容について

では、追加等を検討し、適切に監査を実施することが求められています（「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問（FAQ）（以下、「FAQ」という）一二六頁）。

監査計画を立てる際には、実現可能な計画を立てることが重要です。監査の状況は、当局に対して定期的に報告すべき事項となっておりますので、いつ報告徴求を求められても対応できるように、監査実施状況の進捗管

ひふみ総合法律事務所
弁護士 番匠 史人

2003年慶應義塾大学法学部卒業。05年司法試験合格。09年～11年金融庁（検査局）出向。金融証券検査官として、保険会社、銀行、信託銀行の検査実務等に従事。主要取扱業務は、金融レギュレーション、IT・知財戦略法務、不正調査、危機管理・反社会的勢力対応等。J Aほか金融機関での研修多数。



理を行いましよう。

② 監査の対象・頻度・手法等の適切性と③監査の範囲

監査の対象・頻度・手法等を決定するうえで、JAにおけるマネロン・テロ資金供与に関するリスクの分析が重要であり、分析の結果判明したリスクの高低に応じて、リスクベース・アプローチに基づき、監査の対象・頻度・手法等を変更する必要があります。

例えば、第一線の分析の結果、マネロンに利用されたことがある、疑わしい取引の届出が他の支店に比べて多い、高リスク顧客の人数が多い、以前にマネロンに関する事務ミスや不祥事件が発生しているなどのリスク事象が見られる支店は、リスク事象が認められない支店よりも、マネロン・テロ資金供与に利用されてしまう可能性があることから、早期に監査を行う、監査の対象範囲を広げる、監査の頻度を上げる、サンプリングの数を増やすまたは悉皆的に調

査するなどして監査を実施することが考えられます。

また、リスクが低い場合であっても、一律に監査対象から除外してはならず、サンプルチェックの量を調整するなどして、監査を実施することが重要です。

④ 内部監査結果の報告とフォローアップ・改善に向けた助言

マネロン・テロ資金供与対策は、経営陣が主導的に関与して行うべきものであり、経営陣が実態を把握するための手段として内部監査の活用が重要となります。内部監査部門は、監査で把握した問題点を経営陣に共有するとともに、改善策の提言と改善策の進捗についてのフォローアップを行うことが求められています。

⑤ 適切な知識および専門性等を有する職員の配置

内部監査部門は、第一線および第二線の監査を独立した立場で行うことから、第一線および

第二線でのマネロン・テロ資金供与対策の実務に対する理解があること、マネロン・テロ資金供与対策に関する最新の情報を収集し、理解する能力があること、さらには、独立した立場からJAにおけるマネロン・テロ資金供与対策のどこにリスクや弱点があるかを分析する能力等が求められます。

このような人材の確保に苦勞しているJAは少なくないと思われませんが、マネロン・テロ資金供与対策に関する各種資格の取得に加えて、第一線や第二線

3. 全社的なマネロンリスクの特定・評価・低減措置の見直し

JAは、自らマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク強度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策（リスク低減措置）を講ずる必要があります（リスクベース・アプローチ）。

JAでは、すでに自JAの全

での実務経験や監査実務の経験を積ませる、内部監査部門内で継続的に研修を行うなどして、マネロン・テロ資金供与対策の監査を行うことのできる人材の育成することが求められます。

なお、第三線は、第一線および第二線の監査を独立した立場で行うことを期待されています。したがって、第一線または第二線において自身が関与した業務を監査することは監査の独立性に反し、許されないと考えますので、当該業務に対する監査の担当からは外れるべきです。

社的なマネロンリスクの特定、評価、リスク低減措置、低減措置後の残余リスク等をまとめた「リスク評価書」を作成しています。内部監査においては、リスク評価書記載のリスクの「i. 特定」および「ii. 評価」の内容がJAの実態を反映したものであり、リスク低減措置がリス

令和4年度 税制改正大綱 のポイント

ココを
check!

税理士・1級FP技能士 河野 利明

1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年京都大学法学部卒業、日本鋼業株式会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易などを担当。1988年税理士登録（東京税理士会）河野利明税理士事務所開設。農林中金アカデミー研修講師。



I 改正の概要と今後の展望

令和四年度税制改正大綱が、令和三年十二月一日〇日に与党（自民党、公明党）から公表されました。十二月二四日に閣議決定の後、大綱の方針に基づき、法律案が通常国会で審議され、

本年三月末に可決成立を経て、令和四年四月一日に法律施行の運びとなります。

令和三年の夏ごろから、「贈与税の基礎控除一一〇万円が廃止されるので、生前贈与は年内にしないでいけぬのか」という問い合わせをしばしば受けました。

これは、令和三年度税制改正大綱に「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」と記述されたことが発端と思われる。この記述を受け、マスコミ報道の影響もあり、相続税の節税対策として生前贈与が使えなくなると心配する人が多かったのでしよう。

【再度明記された事項】

令和四年度税制改正大綱の中で、次のとおり、前年同様の検討事項が再度明記されました。「高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その

有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

【予想される改正内容】

私見ですが、今後予想される抜本改正の内容として、次のことが挙げられます。

①生前贈与の持戻し期間の延長

現在の相続税法では、相続開始前三年以内になされた暦年課税贈与（一〇万円の基礎控除がある、従来型の贈与税の対象となる贈与）については、贈与者が死亡した時に相続税を計算するうえで、課税価格に加算する規定（いわゆる「持戻し」）があります。

欧米では、この「三年」という期間が一〇年、一五年という国もあり、わが国でもこの持戻し期間を長くしようとする改正が想定されます。

この場合、欧米諸国とわが国では、ベースとなる遺産課税の仕組みが異なるので、単純に欧米の制度にならうことは、少々乱暴な印象もあります。

②孫に対する贈与も「持戻し」の対象に？

現行の三年内加算のルールの

対象者は、「相続または遺贈により財産を取得した人」とされており、簡潔にいえば、相続人

に対する贈与に限定されています。つまり、孫や曾孫に対する贈与は、原則として三年内加算のルールが適用されないのです。

この取扱いのままだと、「贈与による節税効果をなくす」という税制改正の目的が達成できないので、「孫や曾孫に対する贈与も持戻しの対象にする」という改正の可能性があります。

この場合、問題点として、少額の生前贈与を受けた人であっても全員相続税の納税義務者になりますので、納税主体が大幅に増加し、相続税の申告実務が混乱を来たすおそれがあります。

③暦年課税贈与を廃止し、相続時精算課税制度に一本化

相続時精算課税制度とは、贈与するときには二五〇〇万円まで非課税としますが、その方が亡くなった時には、贈与した財産を相続財産に持ち戻して、相続税を計算する制度です。この「持戻し」は、贈与した時期が

過去何年前であっても遡ります。

大綱の「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す」という方向性は、暦年贈与と税制を廃止し、贈与はすべて相続時精算課税とする趣旨であるといえます。

これらの点を含め、引き続き、来年度以降の税制改正の動きを注視する必要があります。

Ⅱ 住宅取得関連税制に係る改正

1 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の延長・縮減（所得税・住民税）

住宅ローン控除の起源は諸説あるものの、昭和四七年創設の「住宅取得控除制度」に遡ることができるといわれます。

その後、頻繁に改編を繰り返しながら、制度を継続してきたのですが、控除期間をとつても、五年、六年、一〇年、一

五年と、それぞれの時代における経済状況に応じた、住宅市場の刺激という経済効果、さらに若年世帯の住宅購入を後押しする効果が期待されつつ、長きにわたって続いてきました。

住宅ローン残高に対する一定部分を控除する制度が導入された昭和五三年以降、本制度は、住宅ローン残高の一定割合、つまり、金利相当分を税額控除（税の還付）を使って家計に給付し、結果としてローン返済額を軽減する趣旨と捉えられ、運用されてきました。つまり、一種の「利子補給」という考え方です。

ただ、現実には利子であれ元金であれ、ローンを組んで住宅を購入する世帯にとつては、月々の返済額が軽減されること、住宅購入に踏み出す大きなインセンティブになってきたというのが筆者の実務感覚です。国の予算が適正に使われているかどうかを監視する機関である会計検査院は、「平成三〇年度決算検査報告」の中で、前述